処　分　基　準

平成１９年４月１日作成

法令名：	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根拠条項：	第９条
処分の概要：	指定法人の指定の取消し
原権者（委任先）：	福井県公安委員会
法令の定め：	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第１条第２号（指定の基準） 同　第７条（是正又は改善の勧告）
審査基準：	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第９条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。
問合わせ先：	福井県警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策室
備考：	